

現行の薬剤師国家試験について

1. 薬剤師法
2. 薬剤師法施行規則
3. 薬務局長通知（平成7年8月2日付薬発772号）

（参考）薬剤師国家試験の変遷

1. 薬剤師法

(省令への委任)

第18条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2. 薬剤師法施行規則

(試験の科目)

第8条 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）の科目は、次のとおりとする。

- 一 基礎薬学
- 二 医療薬学
- 三 衛生薬学
- 四 薬事関係法規及び薬事関係制度

3. 薬務局長通知

薬剤師国家試験の施行について

平成7年8月22日

薬発第772号

厚生省薬務局長

昨年6月、薬剤師国家試験制度の改善について薬剤師国家試験制度改善検討委員会の最終意見がとりまとめられ、同最終意見で新たに提言された事項については、平成8年の試験から実施する予定である旨、平成6年6月6日付薬発第528号「薬剤師国家試験の施行について」の本職通知でお知らせしたところである。

試験科目の改正については、先に、平成7年6月28日付薬発第619号「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」によりお知らせしたところであるが、今般、平成8年に実施する第81回薬剤師国家試験から左記により行うこととしたのでご了知のうえ、関係各方面に対する周知徹底方について何分のご配慮をお願いしたい。

また、第81回薬剤師国家試験の実施については、本年10月中旬に官報で公告する予定であるので念のため申し添える。

記

1 試験出題形式及び回答形式

五肢択一方式を原則とし、多肢択一方式（10肢以内）も適宜導入する。また、出題形式は、正しいもの（正しい組合せ）を問う方式を原則とする。

2 過去に出題された試験問題(過去問)の取扱い

過去問の出題は、20%程度とする。

3 試験問題数及び試験時間

試験問題数は240問とする。これに伴い、試験時間を延長する。内訳は、次のとおりである。

区分		科目及び問題数	時間
第1日	午前	基礎薬学 60問	10:00~12:30
	午後	衛生薬学 40 薬事関係法規及び薬事関係制度 20	13:45~16:15
第2日	午前	医療薬学 60	10:00~12:30
	午後	医療薬学 60	13:45~16:15
合計		240	

4 試験実施時期

平成8年の試験から、3月中に実施する。

5 合格基準

合格決定は、次の方針で行う。

「薬剤師国家試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について試験するものであり、総合成績が一定水準以上であり、かつ、新たに設ける四つの試験科目毎に一定水準以上の者を合格者とする。」

(参考) 薬剤師国家試験科目の変遷

根拠規定等	試験科目等
<p>薬事法施行規則第6条 昭和23年～35年</p>	<p>1 薬事委員会は、薬剤師国家試験の科目について試験を行う4月前までに厚生大臣に建議しなければならない。</p> <p>2 厚生大臣は、試験を行う3月前までに試験科目を公告するものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>試験科目は、試験の都度薬事委員会が定めることになっているが、その範囲は、学説試験においては、数学、物理学、化学、薬用植物学、生薬学、製薬化学、衛生化学、薬事に関する法規（薬局方を含む）、実地試験においては、分析学（定性、定量）、医薬品鑑定（顕微鏡的検査含む）、製薬化学、調剤学、衛生化学を含むものとなっていた。</p>
<p>薬剤師法施行規則第8条 昭和36年～42年</p>	<p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。</p> <p>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬物学 二 衛生化学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 七 無機化学、有機化学、物理化学（放射化学を含む）、薬品分析学、生薬学（薬用植物学及び生薬学を含む）、無機薬品製造化学、有機薬品製造化学、微生物学及び生化学のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目 <p>3 実地試験の科目は、前項各号に掲げる科目のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目</p>
<p>薬剤師法施行規則第8条 昭和43年～60年</p>	<p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。</p> <p>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬物学 二 衛生学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規

<p>薬剤師法施行規則第8条 昭和60年～平成7年</p>	<p>六 日本薬局方</p> <p>3 実地試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬剤学 二 衛生化学、公衆衛生学及び日本薬局方のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目 <p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。</p> <p>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬理学 二 衛生学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 <p>3 実地試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬剤学 二 衛生化学、公衆衛生学及び日本薬局方のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目
<p>薬剤師法施行規則第8条 平成8年～</p>	<p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基礎薬学 二 医療薬学 三 衛生薬学 四 薬事関係法規及び薬事関係制度